

# 会員就業規約

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規約は、公益社団法人富谷市シルバー人材センター（以下「センター」という。）  
）会員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望により、その能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実をあげようとするものである。  
2 会員は、就業に当たっては、社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍等の理由で、差別的取扱いを受けない。

## 第2章 就 業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打ち合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業報告書を就業の終了後速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業に当たり相互に次の点に留意しなければならない。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行すること
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターに届け出ること
- (3) 就業上知り得た業務上の秘密事項及び発注者の不利益になることは他に漏らさないこと
- (4) 就業に当たっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること

### 第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を行う場合は、前条の規定に加え、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、その中から共同作業を統括する者（以下「リーダー」という。）を互選し、リーダーは、就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、けがをし、若しくは身体や健康状態の異常又は第9条に相当する事故が発生する等の不測の事態が発生したときは、共同作業中の会員は、直ちにリーダー及びセンター又は発注者に連絡を行う等の応急の措置をとること。

### 第4章 傷害保険

(傷害保険)

第8条 会員の就業中における死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより補償されるものとする。

- 2 傷害者、共同作業全員又は会員の家族は、事故発生後遅滞なくその内容をセンターに届け出て指示に従うものとする。

## 第5章 損害保険

### (損害保険)

第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより賠償を担保されるものとする。ただし、免責分に係る金額は、当該会員の負担とする。

2 会員の故意若しくは重大な過失又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任については、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、当該会員が負うものとする。

## 第6章 雑 則

第10条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

### 附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成28年10月10日から適用する。

<h1>会 員 証</h1>	第 _____ 号
<p>写真 3.0×2.5cm</p>	
氏 名	_____
生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
住 所	宮城県富谷市 _____
上記の者は当シルバー人材センターの会員であることを証明する。	
	_____ 年 _____ 月 _____ 日
発行者 公益社団法人富谷市シルバー人材センター	

<h2>注 意</h2>
<ol style="list-style-type: none"><li>1. この会員証の記載事項は訂正しないこと。訂正したものは無効とする。</li><li>2. この会員証を他人に貸与又は譲渡してはならない。</li><li>3. この会員証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。</li><li>4. この会員証は、当シルバー人材センター会員の資格を有しなくなった場合は速やかに返却すること。</li><li>5. 仕事につくときは必ず持参して、発注者等に提示を求められたときは提示しなければならない。</li><li>6. その他この会員証の取扱いに関しては、当シルバー人材センターの定めるところによる。</li></ol>